



第七条の見出しを「(社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関する経過措置)」に改め、同条中「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(以下「社会福祉事業法等改正法」という。)」を「社会福祉事業法等改正法」に改め、「(昭和三十六年法律第百五十五号)」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の項を加える。

1 (調整対象外医療費見込額に係る率)  
2 平成十三年度における老人保健法第五十五条第一項第一号に規定する政令で定める率は、百分の百四十とする。  
(特別調整基準率)

護保険第二号被保険者の」に、「被保険者の」を「介護保険第二号被保険者」に改め、同項第二号中「。次項において同じ」を削り、「一人当たりの額」の下に「介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用にあつては、介護保険第二号被保険者一人当たりの額」を、「又は被保険者」の下に「若しくは介護保険第二号被保険者」を加える。

改正政令」という。」を「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令等の一部を改正する政令(平成十三年政令第八十二号)以下「平成十二年度改正政令」という。)第一条の規定に、「平成十二年度において」を「平成十二年度において」に、「平成十二年度」を「平成十三年度」に改める。  
附則第十二項中「平成十一年度」を「平成十一年度」に改める。  
附則第十三項中「平成十二年三月一日」を「平成十三年三月一日」に、「平成十二年度」を「平成十三年度」に改める。

国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

前項第一号の市町村の通例国民健康保険の事務のうち介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用に係る介護保険第二

御名御璽  
平成十三年三月二十八日

二 前項第二号の組合の通例国民健康保険の事務（老人保健法の規定による拠出金の納

文部省令第十二号  
内閣總理大臣 森 喜朗

付に関する事務を含み、介護納付金の納付に関する事務を除く。)の執行に要する費用

厚生労働大臣 坂口力 内閣総理大臣 森喜朗

平成十三年三月二十八日  
名御璽

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十九条、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第七十三条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

三 前項第二号の組合の通例国民健康保険の事務のうち介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用に係る介護保険第二号被保険者一人当たりの額 五十一円  
附則第十項の前の見出し中「平成十一年度」を「平成十二年度」に改め、同項中「平成十二年度における法」を「平成十二年三月一日から平成十二年二月二十九日まで」を「平成十二年三月一日から平成

政令第八十一号  
平成十三年度における老人保健法による医

正) 保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部改

療費拠出金の額の算定に係る率を定める政  
令  
内閣は、老人保健法（昭和五十七年法律第八十  
号）第五十五条第一項第一号及び国民健康保険法

**第一条** 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

等の一部を改正する法律（平成七年法律第五十三号）附則第八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

**第一条第一項第一号中「被保険者」一人当たりを「介護保険第二号被保険者（同法第九条第二号に規定する被保険者である被保険者をいう。）**

国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成十二年政令第七十一号。以下「平成十一年度

四十円」に改める。  
第三条中「二千三百五十六円」を「千七百九十三円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正)

第三条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令(昭和四十年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二千四百五十三円」を「一千四百三十七円」に改める。

第二条中「一千五百二十一円」を「一千五百九円」に改める。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、交付金又は補助金から適用する。

一 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(次号において「算定政令」という)第一条 平成十二年度分の事務費負担金、調整

二 算定政令附則第十項から第十五項まで 平成十二年度に係る療養給付費等負担金、調整交付金及び補助金

三 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第三条 平成十二年度分の事務費交付金

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する政令第一条及び第二条 平成十二年度分の事務費交付金

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽  
厚生労働大臣 坂口 力  
内閣総理大臣 森 喜朗

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽  
平成十三年三月二十八日

#### 政令第八十三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外

内閣は、行政機関の保有する情報の公開に関する政令(平成十一年法律第四十二号)の施行に伴い、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第一百四十二条、債権譲渡の対抗要件に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の施行に伴い、民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百四号)第十七条及び後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

(鉱害賠償登録令の一部改正)

第一条 鉱害賠償登録令(昭和三十年政令第二十号)の一部を次のように改正する。

自次中「行政手続法の適用除外(第二十八条の二)」を「他の法律の適用除外(第二十八条の二)」に改める。

第二条 第八条第一項中「利害の関係のある部分に限り」を削り、「附属書類」の下に「(登録簿の附属書類については、利害の関係のある部分に限る)」を加える。

第三条の二 行政手続法の適用除外」を「第三章の二 他の法律の適用除外」に改める。

第二十八条の二に見出しとして「(行政手続法の適用除外)」を付する。

第三章の二中第二十八条の二の次に次の二条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第二十八条の三 登録簿及びその附属書類について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

自次中「・第二十三条」を「一第二十四条」に改める。

第五章中第二十三条を第二十四条とし、第二

#### (行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第二十三条 登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十二年政令第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「一 第十八条」を「一 第十九条」に改める。

(後見登記等に関する政令の一部改正)

第六章中第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の二条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第三条 後見登記等に関する政令(平成十二年政令第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「一 第十八条」を「一 第十九条」に改める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第十八条 登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十二年政令第二十四号)の規定は、適用しない。

自次中「行政手続法の適用除外(第二十八条の二)」を「他の法律の適用除外(第二十八条の二)」に改める。

第六章中第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の二条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第二条 法第六条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。

イ 急傾斜地(傾斜度が三十度以上である土地の区域であつて、高さが五メートル以上

のものに限る。以下同じ。)

ロ 次に掲げる土地の区域のうちイの急傾斜地以外の土地の区域であつて、当該上端

地の上端と下端の右端の点を通る鉛直面と左端の点を通る鉛直面で挟まれる土地の区

域であることとする。

イの急傾斜地の上端に隣接する急傾斜

地以外の土地の区域であつて、当該上端

からの水平距離が十メートル以内のもの

イの急傾斜地の下端に隣接する急傾斜

地以外の土地の区域であつて、当該下端

からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の二倍(当該距離の一倍が五十メートルを超える場合にあつては、五十メートル)以内のもの(急傾斜地の崩壊が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。)

イの急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であつて、当該下端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の二倍(当該距離の一倍が五十メートルを超える場合にあつては、五十メートル)以内のもの(急傾斜地の崩壊が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。)

イの急傾斜地の下端に隣接する急傾斜

地以外の土地の区域であつて、当該下端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の二倍(当該距離の一倍が五十メートルを超える場合にあつては、五十メートル)以内のもの(急傾斜地の崩壊が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。)

十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(土砂災害警戒区域の指定の基準)

イ 急傾斜地(傾斜度が三十度以上である土地の区域であつて、高さが五メートル以上

のものに限る。以下同じ。)

ロ 次に掲げる土地の区域のうちイの急傾斜

地の上端と下端の右端の点を通る鉛直面と左端の点を通る鉛直面で挟まれる土地の区

域であることとする。

イ 急傾斜地(傾斜度が三十度以上である土地の区域であつて、高さが五メートル以上

のものに限る。以下同じ。)

ロ 次に掲げる土地の区域のうちイの急傾斜

地の上端と下端の右端の点を通る鉛直面と左端の点を通る鉛直面で挟まれる土地の区

域であることとする。